

経営関連学会協議会「内規」

1. 入会基準に関する内規

第1. 経営に関する研究と教育の促進を主たる目的とする団体であって、経営分野における学術研究団体として継続して活動しているものであること。日本学術会議協力学術研究団体に認定された学術団体はこの条件を満たすものとみなされる。

第2. 本協議会の会費を2会計年度内に納めうること。

2. 入会手続きに関する内規

第1. 申込書（別表に定める様式）に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

第2. 入会申し込みがあったときは、理事長は理事会にその審査を依頼し、その結果を評議員会において決議すること。

第3. 理事長は評議員会の決定を速やかに申し込み団体に通知すること。

3. 会費に関する内規

第1. 構成学会が納入すべき会費は、年3万円とする。

第2. 会費は評議員会の決議により変更することが出来る。

4. 理事・監事・評議員の地位に関する内規

第1. 理事、監事は母体学会での役員任期にかかわらず、本協議会理事会の任期中はその地位を継続するものとする。また、何らかの事情により任期中に理事が「辞退」を申し出たときは、残任期間中その後任を設けず空席とする。

第2. 評議員は構成学会事務局からの連絡を受けて随時交代できるものとする。

5. 事務所および事務執行に関する細則

第1. 本会の事務所は理事会が定める所におく。

第2. 事務執行に必要な理事長補佐・副理事長補佐（若干名）は理事会の推薦により理事長が任命することができる。

第3. 事務処理については理事長が管理する。

6. 役員選挙方法に関する内規

第1. 評議員会において、評議員の中から、5名連記の投票を行う。そのうちから、高得点者順に経営(情報を含む)9名、会計3名、商学3名、計15名を理事（理事長、副理事長を含む）として選出する。

各学会の分野所属は学会の自己申告とする。

第2. 会計監事については、上記15名の理事以外の評議員の中から、2名連記の投票により、高得点者2名を選出する。

第3. 副理事長は理事の互選により、経営（情報を含む）3名、商学1名、会計1名、計5名
を選出する。

第4. 役員選挙に関する業務は前理事会が担当する。

7. 内規の変更は理事会において出席者の過半数の議決によって行う

(改正) 平成21年3月21日改正

平成24年3月20日改正

平成27年3月8日改正

内規 6条第3項 の 各分野の人数に関しては今後の調査を元に理事会が決定する